豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山

かめやま

2009 DEC
12/1
No.113

輝き人生（ライフ） 北川（きたがわ） 学（まなぶ）さん

主な内容

新型インフルエンザワクチン接種の費用助成 ……2
12月4日～10日は人権週間 ……5
定期監査　財政援助団体等監査の結果 ……6
障害者手帳と福祉サービス ……8
輝き人生（ライフ） ……12
暮らしの情報 ……15

ISO 14001 JACO EC05 J0363
JAB EMS Accreditation RE009
亀山市携帯サイト

新型インフルエンザ ワクチン接種

優先接種対象者に 費用の一部を助成します

保健福祉部健康推進室（あいあい　☎84－3316）

■優先的にワクチンを接種する人は

新型インフルエンザワクチンは、当面、提供できる量に限りがあるため、より必要性の高い人に接種の機会が提供される工夫が求められます。そこで、今回のワクチン接種の目的に照らし、重症化リスクの高さという観点から、以下のとおり優先的に接種する人と標準的な接種のスケジュールが決められました。なお、このスケジュールは対象者全員が接種すると仮定した場合のものです。したがって、実際にはこのスケジュールが変更になることも考えられます。

ワクチンの供給量等によっては、スケジュールが変更になる可能性がありますので、今後の情報にご注意ください。

●上記以外の人に対する接種については、上記の優先接種者への状況を踏まえ、対応されます。

●「基礎疾患（最優先）」とは、特に重症化リスクが高いものとして、一定の基準に該当するものと医師が判断した人のことです。

■ワクチン接種の効果とリスクは

ワクチン接種は、多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、はれたり、熱が出るなどの症状が見られたりするほか、まれに重篤な症状を引き起こす可能性もあります。リスクは100％排除できないのです。

ワクチンの接種後、気になる症状が出たり、長引いたりするときは、接種医に連絡してください。

これらの点をご理解いただいた上で、個人の選択により接種を受けていただくようお願いします。

※今夏以降、インフルエンザA型と診断された人は接種の必要はありません。

■ワクチンを接種するにはどうすればいいの？

- ●妊婦　●基礎疾患のある人
- ●１歳以上で保育園・幼稚園に通園していないお子さん、市外の園に通園しているお子さん
- ●１歳未満の乳児の保護者
- ●小学生・中学生
- ●高校生の年齢に相当する人
- ●65歳以上の高齢者

接種を希望する場合は、かかりつけ医に相談してください。実施医療機関については、４ページをご覧ください。

- ●１歳以上で市内の保育園・幼稚園に通園しているお子さん

市では、スムーズに接種を進めるため、**集団的個別接種**を行います。園を通じてすでに接種の申し込みをした人には、今後、詳しい内容についてお知らせします。

■ワクチン接種費用と費用助成

ワクチンの接種費用

１回目…3,600円
２回目…2,550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円）

費用助成の対象者

市では、優先接種者と優先接種が望ましい人を対象に、ワクチンの接種費用の助成を行います。

なお、費用助成制度については、国の定めた接種料金を全額自己負担した場合のみ対象となります。

対象者　市内に住所を有する人で、下記のいずれかに該当する人

①	医療従事者
②	妊婦
③	基礎疾患をお持ちの人（お子さんを含む）
④	１歳から就学前のお子さん
⑤	１歳未満のお子さんの保護者および優先接種者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない人の保護者等
⑥	小学生
⑦	中学生
⑧	高校生の年齢に相当する人
⑨	65歳以上の高齢者

費用助成額と助成申請方法

対象者に該当する人

助成額　１回目…1,800円
２回目…1,200円

◎市内の医療機関で接種する場合

１回目…1,800円、２回目…1,350円（１回目と異なる医療機関で接種した場合は2,400円）を窓口でお支払いください。

※この場合、保健福祉部健康推進室への申請は不要です。なお、すでに接種した場合は、保健福祉部健康推進室へご連絡ください。

◎市外の医療機関で接種する場合

申請が必要ですので、接種前に保健福祉部健康推進室または健康づくり関センターへご連絡ください。必要書類をお渡しします。

対象者に該当し、生活保護世帯または市民税非課税世帯の人

助成額　１回目…3,600円
２回目…2,550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円）

申請方法　接種前に保健福祉部健康推進室へご連絡ください。医療機関に持参する「助成券」をお渡しします。

接種および助成申請期限

平成22年３月31日(水)

※この期限を過ぎると申請の受付はできませんのでご注意ください。

■ワクチン接種医療機関

●市内の実施医療機関は右の表のとおりです。

●かかりつけの患者のみを対象に接種する医療機関があります。接種を希望する人は、かかりつけ医にお問い合わせください。

●基礎疾患を有する人で、かかりつけ医が受託医療機関でない場合は、かかりつけ医で「優先接種証明書」の交付を受けてください。

●妊婦であることや年齢を証明できる母子健康手帳、健康保険証等を持参し受診してください。

●県内の実施医療機関は、下記ホームページをご覧ください。
URL http:///www.pref.mie.jp/SAIGAI/portal/2/index.htm

（50音順）

医療機関名	所在地	電話番号
あのだクリニック	阿野田町	83－1181
礒村内科	関町木崎	96－1615
伊東医院	野村三丁目	82－0405
岩間医院	田茂町	82－3135
落合小児科医院	東台町	82－0121
かつき内科	東町一丁目	84－5858
加太診療所	加太板屋	98－0250
亀山医院	本町三丁目	82－0015
亀山回生病院	東御幸町	84－0300
川口整形外科	野村四丁目	82－8721
佐々木クリニック	川合町	83－1331
市立医療センター	亀田町	83－0990
せきクリニック	関町新所	96－2220
高橋内科クリニック	栄町	84－3377
田中内科医院	天神二丁目	82－0755
田中病院	西丸町	82－1335
谷口内科	みどり町	82－8710
なかむら小児科	長明寺町	84－0010
のぼのクリニック	能褒野町	85－3636
ハッピー胃腸クリニック	本町二丁目	82－0017
宮村産婦人科	本町三丁目	82－5151

■ワクチンに関するＱ＆Ａ ※厚生労働省のホームページより抜粋

Q1 優先接種対象でない人は接種できないのですか？優先接種対象者は新型インフルエンザワクチンを接種しなくてはいけないのですか？

A1 優先的な接種対象者以外の人についても、優先接種が終了次第、希望者が接種を受けられるようにする必要はあると考えており、今後の流行の状況、接種の状況や供給量なども踏まえ、対応していきます。また、新型インフルエンザワクチンの接種は、優先接種対象者についても、接種義務が生じるものではありません。

Q2 季節性インフルエンザワクチンは新型インフルエンザにも効果があるのでしょうか？

A2 それぞれのワクチンは、それぞれのインフルエンザにしか効果がないと考えられています。季節性インフルエンザの接種を希望する場合（特に高齢者は接種することが望ましい）は、12月中旬ごろまでに接種をすることが望ましいとされています。

問　合　先

●保健福祉部健康推進室
（あいあい　☎84－3316）
※平日の午前8時30分～午後５時15分
URL http://www.city.kameyama.mie.jp/

●三重県インフルエンザ相談窓口
（鈴鹿保健所企画福祉課　☎059－382－8671）
※平日の午前8時30分～午後５時15分

ワクチンに関する情報

●新型インフルエンザワクチンに関するQ&A（厚生労働省）
URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/02-07.html#toi066

●三重県
URL http://www.pref.mie.jp/SAIGAI/portal/2/index.htm

●三重県感染症情報センター
URL http://www.kenkou.pref.mie.jp/

12月4日～10日は 人権週間

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。

平成21年度人権啓発活動重点目標

みんなで築こう　人権の世紀

～考えよう相手の気持ち　育てよう　思いやりの心～

世界人権宣言が採択された1948年（昭和23年）12月10日を記念して、国連では12月10日を「人権デー」と定め、日本では12月４日から10日までを人権週間と定めています。わたしたち一人一人が今一度人権について考え、明るく豊かな住みよい社会をつくりましょう。市内でも、人権週間にちなんだ行事を次のとおり開催します。

12/5（土） ヒューマンフェスタ亀山

今年度もヒューマンフェスタ亀山実行委員会などによる「ヒューマンフェスタ亀山」を開催します。

日常生活の中での人権問題を笑いの中で学習できる良い機会です。また、市や地域での取り組み発表や子どもたちの人権ポスターの掲示も行います。ぜひ、ご来場ください。

と　き　12月５日(土)　午後１時30分～

ところ　青少年研修センター集会所

内　容

○「桂七福　笑顔で学ぶ人権落語」

○各種団体による人権取組発表

○展示・作品販売・製作など

問合先　教育委員会学校教育室（☎84－5076）

12/10（木） 特設人権相談

隣近所のもめごと、家庭内の問題（夫婦、親子、相続など）、いじめや体罰、職場でのセクハラなどでお悩みの人は、当市の人権擁護委員または特設相談所へ気軽にご相談ください。委員は法務大臣から委嘱を受けた人です。相談は無料で秘密は守られます。

特設人権相談

と　き　12月10日(木)　午後１時～３時

ところ　あいあい１階、健康づくり関センター２階

相談員　亀山市人権擁護委員

問合先　津地方法務局人権擁護課
津人権擁護委員協議会
（☎059－228－4193）

人KENまもる君　人KENあゆみちゃん
人権イメージキャラクター

市内人権擁護委員

笹山　　霞	（野村一丁目）	☎82－2474
森下　尚子	（野村一丁目）	☎82－3530
大原　善男	（加太中在家）	☎98－0808
竹中　茂徳	（川崎町）	☎85－0345
伴　　豊	（江ヶ室二丁目）	☎83－3073
楠井　嘉行	（天神二丁目）	☎82－2667
小菅　保子	（東町二丁目）	☎83－0713
岩間　　優	（三寺町）	☎82－3872
伊藤真理子	（関町木崎）	☎96－0040

定期監査　財政援助団体等監査の結果

平成20年度を対象とした定期監査および財政援助団体等監査について実施し、その結果を10月28日に議会および市長等へ報告いたしました。

※定期監査（地方自治法第199条第４項）
…財務に関する事務の執行および経営にかかる事業の管理等について
※財政援助団体等監査（地方自治法第199条第７項）
…財政援助団体等の出納その他の事務の執行について

亀山市監査委員　落合　弘明
同　加藤　隆
同　中村　嘉孝

結果報告の概要について次のとおりお知らせします。

定期監査の結果

●指摘事項

共通事項１

職員の勤務状況については、総体的に一部職員において時間外勤務が集中している傾向であり、年次有給休暇の取得や週休日の振替取得も片寄りが見受けられる。

こうした状況は、健康管理の面からも、早期に解消されるべきものと考える。このため、事務事業の見直し、さらには業務配分の検証と見直しによる業務の平準化（年度中を含む）、部内で柔軟性と機動性を持たせるなど調整を行い、部・室の経営総合力を高められたい。

共通事項２

第１次亀山市総合計画に基づく実施計画に登載された平成20年度主要事業の予算執行について、不用額はおおむね減額補正されているが、一部の室において執行率の低いところが散見されることから、より一層予算執行の管理に努められたい。

共通事項３

交付要綱等を定めていない補助金については、「補助金・負担金の適正化に関する基準」に基づき、順次、整備を図られたい。

共通事項４

提出された簿冊や帳簿（主に休暇簿）については、前年度に比べかなり改善されているが、一部の室においては、必要事項の記入漏れや記入誤り、確認印漏れ等が見受けられるので、一層適正な事務処理に努められたい。

個別事項

各室の事務の執行等については、おおむね良好に処理されていると認められるが、共通事項についてなお一層留意されたい。

●各部・室の監査指摘事項

共通事項以外に監査指摘事項（個別事項）のない部署については、掲載を省略した。

企画政策部　企画経営室

各室に対する主要事業の執行管理について、進捗状況とともに予算の執行状況を精査するなど執行管理を強化されたい。

企画政策部　情報計画統計室

インターネット用パソコンに係るウイルス対策ソフトライセンス契約について、現在各室で対応していることから、契約の一元化を図られたい。

総務財政部　人材育成室

平成20年度の総務財政部人材育成室の時間外勤務について、業務配分の見直しや職員間の応援体制が図られた結果、前年度に比べ500時間程度削減されており、これら改善成果について各室を指導されたい。

保健福祉部　地域福祉室

ファミリーサポートセンター事業実施業務委託について、委託先が任意団体であることから、団体の規約等整備を指導されたい。

保健福祉部　健康推進室

介護予防事業のうち健康教育事業について、教育委員会生涯学習室所管の公民館事業に一部類似のものが見受けられることから、事前に調整を図られたい。

環境森林部　環境森林保全室

林業総合センターの施設管理について、空調設備修繕が市民部市民サービス室所管で行われているが、行政財産の所管は環境森林部環境森林保全室であることから、管理区分の見直しを検討されたい。

林業総合センター

産業建設部　産業・観光振興室、農政室

要綱等を定めていない補助金について、交付要綱等の策定作業を進められ、順次、整備を図られたい。

産業建設部　建築住宅室

市営住宅使用料管理プログラム修正業務電算委託について、積算明細の改善を検討されたい。

教育委員会　教育総務室

各学校の光熱水費（電気・水道・ガス）の使用について、ＩＳＯ消費エネルギー削減の観点から一層の節減に努められたい。

教育委員会　生涯学習室

公民館事業について、保健福祉部健康推進室の介護予防事業のうち健康教育事業に一部類似のものが見受けられることから、事前に調整を図られたい。

図書館

図書館電算システム機器保守および技術サポート業務委託について、積算明細の改善を検討されたい。

市立医療センター

看護師等修学資金の貸与について、貸借対照表中、長期貸付金勘定で経理されていることから、貸与台帳を整備し管理されたい。

市立医療センター

財政援助団体等監査の結果

監査の対象とした各財政援助団体等における出納、その他の事務の執行について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね良好に処理されていると認められた。

●指摘事項

亀山市シルバー人材センター

収支決算書の作成に当たっては、財産目録のうち未収金と未払金について明細を記載されたい。

亀山市地域社会振興会

文化会館、東野公園体育館、青少年研修センターおよびスポーツ研修センターの清掃業務委託契約について、各施設を１つに合わせた入札で行われているが、各施設の契約額にあっては面積按分により算出されたい。

亀山市社会福祉協議会

在宅福祉サービスの提供に関して、訪問介護員や介護支援専門員の定着化を図られたい。

ご存じですか？

障害者手帳をお持ちの人への福祉サービス

障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障害者（児）・介助者などに対して、さまざまなサービスや取り組みを行っています。

※障害者手帳を所持していても介護保険の対象となっている人は、介護保険制度が優先となります。

※担当窓口の記載がないものは、保健福祉部高齢・障害支援室（あいあい　☎84－3313）が窓口です。

障害者(児)の地域での自立した生活を支えます

障害福祉サービス

障害のある人が、事業者との契約によってサービスを利用する制度です。障害福祉サービスを利用したい人は、市が発行する受給者証が必要です。

主なサービス

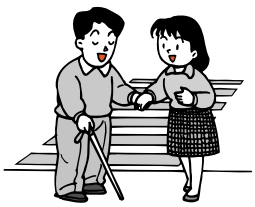

●介護給付…ホームヘルプ、生活介護（デイサービス）、ショートステイ、療養介護、施設入所支援など

●訓練等給付…自立訓練、就労移行支援、グループホームなど

●地域生活支援…相談支援、移動介護、地域活動支援など

費用負担　原則１割負担ですが、所得に応じた月額負担上限額を設定します。

補装具費の支給

身体上の障害を補うための用具（補装具）の交付や修理にかかる費用を支給します（障害の程度や部位により用具の種類は異なります）。

主な種目　義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者意思伝達装置など

費用負担　定率１割負担ですが、所得に応じた月額負担上限額を設定します。

日常生活用具の給付

重度の障害者に対して、日常生活に必要な用具を給付します（障害の程度や部位により用具の種類は異なります）。

主な種目　ストマ用装具、入浴補助用具、拡大読書器、痰吸引器など

費用負担　定率１割負担ですが、所得に応じた月額負担上限額を設定します。

住宅改修事業

在宅の重度身体障害者（児）またはその障害者と同居する人に対し、障害者に適するよう住宅改造をする場合に経費を助成し、負担を軽減します（新築、増築および維持補修的なものを除く）。

対象者　身体障害者手帳の１・２級の交付を受けている人、および３・４級に該当する人で車いすを使用している人のうち、生計中心者が前年分所得税非課税世帯、または生活保護世帯

補助対象工事　玄関、台所、洗面所、浴室、便所など

補助基準額　60万円まで

※日常生活用具給付事業による住宅改修の給付対象者は40万円まで

費用負担　生活保護世帯は無料、所得税非課税世帯は補助対象額の３分の１を自己負担

障害者施設の利用

障害者小規模作業所

15歳以上の障害者で、雇用されることが困難な人が通所し、自立に必要な訓練を行うとともに仕事をすることにより、生活意欲の向上を図る施設です。

市内の施設　つくしの家、なかまの部屋、夢想(むそう)工房

※施設は、このほかにもあります。

成年後見制度利用の助成

認知症高齢者、知的障害者および精神障害者の人に対し、成年後見制度の申し立てに要する費用の一部を助成します。

助成額　審判の申し立てに要する費用の２分の１で、上限10万円まで

成年後見制度の利用支援

精神障害者・知的障害者および認知症高齢者で親族がいない人などの成年後見制度の利用を支援するため、市が後見開始の審判の請求などを行います。

障害者(児)の通院や社会参加を支えます

タクシー料金の助成

身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１・２級の人にタクシー料金助成券を交付します。なお、自動車税の減免や燃料費の助成制度が適用されている人は対象外となります。

交付枚数　１年につき630円×24枚

※じん臓機能障害で１級の身体障害者手帳を所持している人は72枚となります。

※乗車券の使用は１乗車につき、３枚の使用となります。

福祉移送サービス

65歳以上で寝たきりまたは身体障害者手帳１～３級で、歩行障害のため車いすなどの補助具を使っている人が、病院に通院するときや公共機関での手続きをする時などに送迎を行います。

利用日時　月～金曜日（祝日を除く）の午前８時～午後５時

費用負担

●年会費…1,000円

●運行会費…市内一律１運行200円

担当窓口　市社会福祉協議会（☎82－7985）

自動車燃料費の助成

次のいずれかに該当する人が自己所有の自動車を自ら運転する場合に、その燃料費の一部を助成します。

①下肢障害１～３級の人

②体幹機能障害１～３級の人

③内部障害１級の人

※所得制限があります。

助成限度額

●ガソリン…１ℓにつき60円（１カ月25ℓ以内）

●軽油…１ℓにつき30円（１カ月50ℓ以内）

身体障害者自動車改造費の助成

就労などのため、自己所有の自動車を自ら運転する場合に、その自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどの改造費の一部を助成します。

対象者　重度の上肢、下肢または体幹機能障害者

助成額　10万円を限度とした改造に要する経費

※所得制限があります。

自動車操作訓練費の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の一部を助成します。

対象者　身体障害者手帳１～４級の所持者で免許取得が経済的に困難な人のうち、生計中心者が前年分所得税非課税世帯

助成額　免許取得費用の3分の２以内で10万円を限度とします。

障害者(児)に対する手当や障害者(児)を介助している人などへの福祉サービス

特別障害者手当の支給

在宅で著しい重度の障害が重複してあるなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します。

支給額　月額26,440円

※所得制限があります。

障害児福祉手当の支給

著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に支給します。

支給額　月額14,380円

※所得制限があります。

障害基礎年金の支給

国民年金加入中に、病気やけがで障害になった人が、次の要件を満たしていれば年金が受けられます。なお、20歳に達する前に初診日がある人は、20歳に達したときから年金が受けられます。

①障害認定日に国民年金法が定める１・２級の障害の状態であること（身体障害者手帳の障害の等級とは異なります）。
②病気やけがなどの初診日に被保険者であること。
③一定の保険料納付要件を満たしていること。
※20歳前の傷病によって年金を受ける場合は、本人の所得制限があります。
※初診日は、障害の原因となった病気やけがで医師の診療を初めて受けた日です。
※障害認定日は原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から１年６カ月を経過した日または１年６カ月以内に症状が固定した日です。

担当窓口　市民部保険年金室（☎84－5005）

※障害厚生年金は、津社会保険事務所（☎059－228－9188）または、ねんきんダイヤル（☎0570－05－1165　市内通話料金で利用できます）へお問い合わせください。

三重県心身障害者扶養共済の支給

月々掛け金を掛け、保護者が死亡した場合、障害のある人に年金が支給されます。障害のある人を扶養している65歳未満の人が加入できます。

掛け金　保護者の年齢により異なります。

重度心身障害者介助者手当の支給

次のいずれかに該当する20歳以上の人を、自宅で介助している人に支給します。

①身体障害者手帳１・２級の人
②療育手帳Ａの一部（ＩＱ35以下）の人
③身体障害者手帳３・４級の人で、療育手帳ＡまたはＢ（ＩＱ50以下）と判定された人

支給額　月額3,000円

特別児童扶養手当の支給

20歳未満で中度～重度の障害を持つ児童を扶養している人に支給します。

支給額

●１級…月額50,750円
●２級…月額33,800円

※所得制限があります。

心身障害児童福祉手当の支給

在宅で身体障害者手帳１～３級、または療育手帳を所持するＩＱ50以下の３歳から20歳までの障害児の保護者に対して支給します。

支給額　月額2,000円

税法上の優遇措置や割引制度

ＮＴＴの無料番号案内（ふれあい案内）

ＮＴＴに申し込みをすると、電話番号案内（104番）の利用料が無料になります。

対象者　視覚障害１～６級または、上肢・体幹・乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害１・２級の人

ふれあい案内　☎0120－104－174

携帯電話料金の割引

携帯電話の通話料金・基本料金などの割引が受けられる場合があります。

担当窓口　各携帯電話取扱事業所の支店および代理店など

ＮＨＫ受信料の免除

全額免除　「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者の世帯全員が、市町村民税（住民税）非課税の場合

半額免除　視覚・聴覚障害者が世帯主の場合、または重度障害者（身体障害者手帳１級または２級、療育手帳Ａ１またはＡ２、精神障害者保健福祉手帳１級）が世帯主の場合

有料道路通行料割引

身体障害者が自ら自動車を運転する場合、または重度の身体障害者、もしくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合に有料道路の割引が受けられます。利用前に保健福祉部高齢・障害支援室で手続きが必要です。

※介護者運転の場合は障害の種別、等級に制限があります。

割引率　５割

自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

身体障害者などが所有し、かつ、使用する自動車で、一定の条件に当てはまる場合、自動車税・軽自動車税・自動車取得税を全額免除します。なお、対象者や担当窓口は、障害の内容や程度、運転者などによって異なります。詳しくは保健福祉部高齢・障害支援室（☎84－3313）へお問い合わせください。

所得税・市県民税の所得控除

本人に障害があるとき、または合計所得金額が38万円以下である障害者を扶養しているとき、申告することにより障害者控除などが受けられます。

担当窓口

●市県民税について…市民部税務室（☎84－5011）
●所得税について…鈴鹿税務署（☎059－382－0351）

住宅のバリアフリー改修促進税制

障害者・高齢者等が安心して自立生活を送ることができるように住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置、所得税の特別控除が受けられる場合があります。

担当窓口

●固定資産税について…市民部税務室（☎84－5010）
●所得税について…鈴鹿税務署（☎059－382－0351）

心身障害者旅客運賃割引制度

障害の程度や、鉄道、バス、航空機の事業所により割引制度が異なりますので、詳しくは保健福祉部高齢・障害支援室（☎84－3313）へお問い合わせください。

「白鳥の湯」入浴券の交付

「白鳥の湯」の無料入浴券を１カ月につき２枚交付します。

担当窓口　保健福祉部地域福祉室（☎84－3311）

白鳥の湯

病院に受診したときの医療助成制度

心身障害者医療費助成

病院にかかったとき、支払った医療費（保険適用分）を全額助成します。ただし、高額医療費として給付される額や療養附加金は除きます。

対象者　市内に住所を有し、いずれかの医療保険（健康保険）に加入している次の条件に該当する人

①身体障害者手帳１～４級の人
②療育手帳ＡまたはＢ１と判定された人
③精神障害者保健福祉手帳１級の人（通院のみ）

担当窓口　市民部保険年金室（☎84－5005）

そのほかのサービス

緊急通報用ファクス番号

聴覚や言語に障害があるなど、電話での110番・119番通報ができない人のために、ファクスなどを利用した連絡方法があります。

●火事・救急など…市消防本部（Fax82－9454）
●事件・事故など…三重県警（Fax059－229－0110）

ハートトゥーユーキャンペーン

車いす駐車場に停める必要のないドライバーが駐車することが、全国的に問題になっています。

市内のNPO法人グリーンアップルにより、「ハートトゥーユーキャンペーン（車いす駐車場に停めませんと宣言するステッカーを車に貼っていただくキャンペーン）」が全国展開されており、市でも、その趣旨に賛同し、市民の皆さんの理解をお願いしています。あいあい内にて無料でステッカーを配布していますので、ぜひ皆さんもご協力いただくようお願いします。

相談機関の設置

障害者総合相談支援センター「あい」

身体、知的、精神に障害のある人、ひきこもりの人およびその家族の相談機関です。社会参加、就労、日常生活など、さまざまな相談に応じていますので、何か困りごとや相談のある人は気軽にお尋ねください。

なお、相談は来所での相談以外に電話相談、訪問相談も受け付けています。

問合先　障害者総合相談支援センター「あい」
（あいあい２階　☎84－4711）

障害者就業・生活支援センター「あい」

障害のある人に対して、就業面および生活面で一体的かつ統合的な支援を提供し、就業生活における相談に応じています。

問合先　障害者就業・生活支援センター「あい」
（あいあい２階　☎84－4711）

障害者総合相談支援センター、
障害者就業・生活支援センター「あい」

輝き人生（ライフ）

このコーナーではきらりと輝きながら活躍する市民を紹介します。

手塩に掛けて育てた錦鯉をひのき舞台に出し続けたい

北川（きたがわ）　学（まなぶ）さん（関町木崎）

11月1日の（社）全日本愛鱗会三重県支部第34回錦鯉品評会で、全体総合優勝に輝いた北川さんの錦鯉

全国各地で開催される錦鯉の品評会で、入賞を重ね続ける北川学さん。数々の入賞したトロフィーが並ぶ水槽には、大切に育てている色とりどりの錦鯉が元気に泳いでいます。また、品評会に出品するだけでなく、錦鯉の愛好家の集まりである（社）全日本愛鱗会（あいりんかい）の三重県支部長や公認審査員としてもご活躍されています。

―錦鯉を品評会に出品するようになったきっかけは？

「子どものころから生き物が大好きで、川に魚を釣りにいったり、魚を飼ったりしていました。23歳で錦鯉を飼い始め、40年以上になります。たまたま品評会に出品したところ、入賞したのがきっかけでのめり込むようになり、東京の全国大会で鱗王（りんおう）賞や国魚（こくぎょ）賞を受賞しました。」

―飼育するのは大変ではないのですか？

「特に大切なのが水の管理で、水質が悪くなっていないか小まめに確認しています。でも、手をかければかけるほど、それに応えて美しい錦鯉に育ちますので、成長した姿を見ると喜びもひとしおです。仕事で疲れて帰ってきても、錦鯉の世話をすることで心が安らぎ気分が落ち着くんですよ。」

―品評会での公認審査員でもお忙しいそうですね。

「平成元年から公認審査員になり、全国各地の品評会で審査をしています。また、海外でも錦鯉の飼育が盛んで、海外の品評会に行くこともあります。審査では錦鯉の品種やサイズで区分して、体型や質、柄などを見て採点しますが、鑑賞眼を養うため自分自身だけでなく公認審査員の仲間たちと一緒に勉強しています。そのおかげで全国や海外にたくさんの友人ができ、それも財産になっています。」

―今後は？

「錦鯉を高い金額で買って、すぐに品評会に出品して入賞する人もいます。でも、わたしはこれからも卵や稚魚の小さいうちから大きくなるまで育て上げ、品評会で入賞できるよう挑戦し続けます。また、錦鯉を通じてできた大切な友人との交流をさらに深めていきたいですね。」

毎月21日は“市民交流の日”

市民交流の場

きらめき亀山（かめやま）21

市民協働センター「みらい」事前申込不要
月～金曜日は19：30～／土・日曜日は9：30～
http://shimin-kyodo.sakura.ne.jp/kirakame21/

自分の力を試してみませんか

尾崎　吉隆（辺法寺町）

わたしが「きらめき亀山２１」に参加したのは、新聞の記事を見て興味を持ったからです。初めて参加した日に、「亀山の自然環境を愛する会」が亀山の自然と環境問題についての話をされていました。わたしは、以前から環境に対する関心や知識を持っていましたので、その話に共感し、早速入会を申し込んだところ、会の皆さんに快く迎え入れていただきました。

現在は、会員として鈴鹿川流域とその支流を中心に、水質や魚類、昆虫、水生植物など環境に関する調査や学習を鈴鹿市と共同で行っています。また、県外にも足を延ばして問題に取り組んでいます。活動の中で、自分には知り得なかった知識を得るなど、いろいろな体験させていただいています。いい仲間もたくさんできました。これからも、もっと仲間をつくっていきたいと思います。

今、地球は大変な時期に入っています。未来に住みよい地球を残せるよう“来たれ、行動力のある諸君”何かに挑戦したい人、自分の力を試してみてはいかがですか。

12月の市民交流の日のテーマ
テーマはなくフリートークです。

と　き　12月21日(月)　午後７時30分～９時30分
ところ　市民協働センター「みらい」１階多目的ホール
参加費　無料
問合先　市民部 市民相談・協働推進室（☎84－5008）

れきし散歩

藩校明倫舎跡の発掘調査

教育委員会では10月15日から３月下旬まで、亀山中学校の改築工事に伴い、亀山城西之丸跡の発掘調査を行っています。まだ調査途中ですが、調査区域の南半分での成果についてご紹介します。

中学校は藩校明倫舎の跡

史料などの記録から、亀山中学校の場所は、内堀や西之丸に当たり江戸時代末期の藩校明倫舎もありました。藩校明倫舎は亀山藩石川家の学校で、武士の子弟が儒学や歴史、数学、天文学などを学びました。天明５（1785）年に南崎（南崎町）に「読書場」が設置され、その後現在の亀山中学校の場所に移転されました。明治２（1869）年に名称を「明倫館」と改め、武士以外の子弟の入学も許可されましたが、明治４（1871）年に廃校となりました。

明倫舎の建物跡

調査区域の南半分では、明治から昭和にかけての工事などによって何度も掘り返されていましたが、建物の柱を支える礎石跡が1.8m間隔で並んで出てきました。礎石は穴を掘った中に石を敷いた上に据えられていたようですが、礎石そのものは建物の撤去中に取り除かれたようです。礎石跡をつなげていくと建物の広さや間取りなどを復元することもできます。その検討にはもう少し時間がかかりますが、一緒に出てきたお皿などの年代から概ね江戸時代の終わりごろから明治初頭ごろまでのものと思われますので、この建物跡が明倫舎の一部である可能性は高いと考えられます。

武家屋敷の跡

明倫舎と考えられる建物跡のある面をさらに掘り下げていくと、礎石跡が並んだ建物跡が見つかりました。この建物は、明倫舎が設置される前にこの場所にあった武家屋敷の建物の一部であると思われます。この礎石跡をよく見てみると、隣り合わせるように別の礎石跡があり、建て替えをしたことがうかがえます。建て替え前の礎石跡には焼土がたくさん入っていましたので、火災で焼失した後に同じ場所に建て直しをしたようです。記録には享保20（1735）年にこの辺りが火災にみまわれたとあります。この建物に伴った土器などの年代を詳しく調べると、焼土がこの時の火災のものかどうかも分かってくるでしょう。

建て替えた武家屋敷跡

土塁（土居）の跡

さらに、この建物のすぐ西隣には、亀山城の外郭線となる西之丸土塁（土居）と外堀が確認されました。また、土居の内側では裾部分の土留めと考えられる石列も見つかりました。このことから、土居は底部の幅が８間（約14.4m）もあり、かつては巨大な土居がそびえたっていたことがうかがえます。亀山城跡で土居幅が確認できたのは今回の調査が初めてです。

外堀と土塁（土居）

亀山築城の跡

土居跡の下には、焼土や炭をたくさん含む面が広がっています。この面は、これまで建物跡が見つかった付近から西へ次第に下がっていますので、もともと小さな谷であったところを利用して外堀を掘ったものと考えられます。亀山城の築城に当たっては地形をうまく利用していることがうかがえます。焼土や炭がたくさん入っていることから、西之丸土居が築かれる前に大規模な火災があった可能性がありますが、火災の発生が築城前か整備の完成までなのかはまだ分かっていません。

これからの調査

発掘調査はまだ続きます。これからの調査では、土居の構築方法や武家屋敷の変遷といった亀山城の来歴や構造についての解明が期待されます。さらに亀山築城以前の中世の遺構が存在する可能性もあり、亀山城についての新事実の発見もあることでしょう。

市民部税務室からのお知らせ

市民部税務室
（☎84－5011）

償却資産をお持ちの人は申告が必要です

工場や商店などを経営している法人や個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などを償却資産といい、固定資産税の課税対象となります。

償却資産をお持ちの人は、所有状況をその償却資産の所在地の市町村長に申告していただくことになっています。

申告対象となる資産は、毎年１月１日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法、所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるものです。

なお、無形固定資産（鉱業権、特許権など）および自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車は、課税対象となりません。

申告対象資産

①構築物（広告塔、アンテナなど）
②機械および装置（ポンプ、大型特殊自動車など）
③船舶
④航空機
⑤車両および運搬具（貨車など）
⑥工具、器具および備品（測量工具、ロッカー、パソコンなど）

※例えば、パソコンを家庭用として使用している場合は、課税対象になりませんが、事業用として使用している場合は、償却資産に該当し、課税対象となります。

※平成20年度税制改正により、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械および装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われましたのでご注意ください。

申告期限　２月１日(月)

家屋の所有者が変わった場合は届け出を

未登記の家屋について、売買、贈与などにより所有者に変更があった場合は、「家屋補充課税台帳所有者変更届」を市民部税務室へ必ず提出してください。登記済みの家屋については、法務局で建物の所有権移転登記を行ってください。その場合は、届け出は不要です。

建物取り壊し届は忘れずに

毎年１月１日に建っている家屋に固定資産税が課税されます。家屋が建っているかどうかの現地調査については、計画的に行ってはいますが、垣根や塀などで確認できないこともあります。建物を取り壊された場合は、すぐに「建物取り壊し届」を市民部税務室へ提出してください。なお、登記済みの家屋については、法務局で建物の滅失登記を行ってください。その場合は、届け出は不要です。

平成22年度から実施される 主な税制改正

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

対象者　平成21年１月から平成25年12月までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けた人で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある人

控除額　所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額が、翌年度分の個人住民税（所得割）から控除されます。控除される額は、①または②のいずれか小さい額となります。

①所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額
②所得税の課税される総所得金額等×５％（最高97,500円）

手続方法　この制度の適用を受けるための市町村への申告は、原則不要です。

注意事項　この制度の対象とならない主な場合は、次のとおりです。

・個人住民税がもともと非課税または均等割のみ課税になる場合
・所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合
・住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない場合　など

■平成11年１月から平成18年12月までに入居された人へ

平成18年末までに入居され、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある人を対象に実施されている、税源移譲に伴う個人住民税からの住宅ローン控除を受ける場合について、平成22年度分以降の個人住民税から、市町村に対する申告は原則として不要になります。

■平成19年および平成20年に入居された人へ

個人住民税の住宅ローン控除は適用されません。ただし、所得税については、控除期間を15年に延長する特例措置があります。

暮らしの情報BOX

もよおし

市立医療センター クリスマスコンサート

市立医療センター(☎83−0990)

クリスマスの雰囲気の中で、楽しいひとときをお過ごしください。

と　き　12月20日(日)
午後１時30分～

ところ　市立医療センター玄関ロビー

内　容　亀山高校の吹奏楽部をはじめ、地元の音楽愛好団体等によるジャズ演奏や管弦楽など

お知らせ

市内小学校から力作そろう 2009年度環境保全推進ポスター

環境森林部環境保全対策室
(☎84−5068)

「自分たちのできる地球温暖化防止の取り組み」をテーマとして、2009年度環境保全推進ポスターを市内の小学６年生を対象に募集しましたところ、多数の応募がありました。審査の結果、最優秀賞に井田川小学校の長谷川園子さんの作品が選ばれました。

なお、最優秀賞作品は、2010年の環境保全推進カレンダーとして、市内公共施設に掲示し、環境保全対策の啓発に活用します。

こうのとり支援を行います 不妊治療費助成事業

保健福祉部地域福祉室
(あいあい　☎84−3315)

市では、不妊に悩む夫婦を支援するため、不妊治療を受けた夫婦に対し、助成を行っています。

対象となる治療　体外受精、顕微授精または人工授精

対象者　法律上婚姻をしている夫婦で、次の要件を満たす人

▷医療保険各法に規定する被保険者もしくは組合員またはその被扶養者

▷申請時に亀山市の住民基本台帳に１年以上記録されている人、または外国人登録原票に１年以上登録され、在留期間を超えていない人

助成額　対象経費（保険診療適用外）の２分の１（上限10万円）で、単年度当たり１回通算５年間

※県の助成を受けた人は、助成対象経費から県の助成額を控除します。

※この事業は、「亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例」の対象となっています。市税などの滞納がある場合は、助成の対象としないこともあります。

※県が行っている特定不妊治療費助成事業の申請も受け付けています。

各種検診・教室

子育て講座

関子育て支援センター
(☎96−0181)

と　き　12月８日(火)
午前10時30分～11時

ところ　関子育て支援センター
(関乳幼児センターアスレ内)

内　容　わらべ歌で遊ぼう

講　師　亀山わらべ歌の会

対象者　０歳児～就学前の幼児とその保護者

参加費　無料

※申し込みは不要です。

おわびと訂正

広報かめやま11月16日号10ページでお知らせした介護の日記念フォーラム「リレーシンポジウムin鈴亀～介護で支えあうやさしいまちづくり～」で、亀山地域包括支援センター「きずな」の電話番号に誤りがありました。おわびして訂正します。

亀山地域包括支援センター「きずな」(☎83−3575)

成人式を開催します

教育委員会生涯学習室
(☎84−5080)

と　き　１月10日(日)
午前10時～

※受付は午前９時20分～

ところ　市文化会館大ホール

対象者　市内在住で、平成元年４月２日～平成２年４月１日に生まれた人（対象者には、12月に案内状を発送）

※学校、仕事などの都合により、市外へ住民票を異動している人で出席を希望する場合は、教育委員会生涯学習室へご連絡ください。

※会場内には、ご家族などの席もご用意します。

シリーズ 防犯 防災

青少年総合支援センターからこんにちは

青少年総合支援センター（☎82−7550）

校区パトロール隊の活動がスタート！

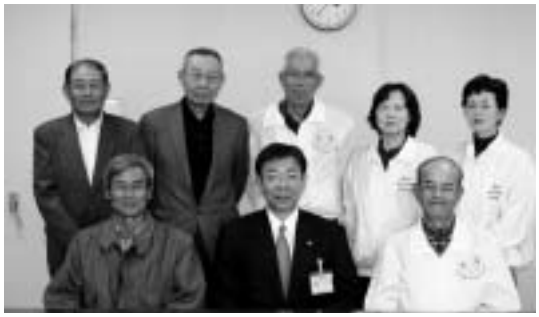

青少年自立支援事業の取り組みの一つとして、児童・生徒の安全確保・防犯活動を目的に、青色回転灯をつけた市民ボランティアの皆さんによる校区パトロール隊の活動が、11月から下記の２つの地区で始まりました。活動を開始するに当たり、11月４日、市長を表敬訪問し、市長から激励のメッセージが送られました。

〇和田町学童を守る会（井田川小校区　和田町地区）
〇南部地区児童防犯パトロール隊（亀山南小校区　南部地区）

引き続き、青色回転灯をつけた市民の方による自主防犯パトロール隊を募集しています。
問合先　教育委員会生涯学習室（☎84−5077）

年金だより

市民部保険年金室
（☎84−5005）
津社会保険事務所
（☎059−228−9188）

国民年金や厚生年金の老齢年金等を受給されている皆さんへ「平成21年分 公的年金等の源泉徴収票」が郵送されます

国民年金・厚生年金の老齢年金や老齢基礎年金などは、税法上「雑所得」とみなされ所得税の課税対象になっています。

そのため、年金を支払う際に所得税の源泉徴収を行い、国民年金・厚生年金の老齢年金や老齢基礎年金の受給者全員に「平成21年分　公的年金等の源泉徴収票」を平成22年１月31日までに郵送します。

この源泉徴収票は、確定申告（２つ以上の年金を受けている人、年金のほかに給与所得がある人、各種の税控除を申告する人など所得税の確定申告を行う場合）の際に添付が必要となりますので、大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金は課税対象となりませんので、源泉徴収票は郵送されません。

来年１月１日に社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタート

●国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。
●現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わります（例：津社会保険事務所→津年金事務所）が、年金相談などの窓口として、これまでと変わりなくご利用いただけます。

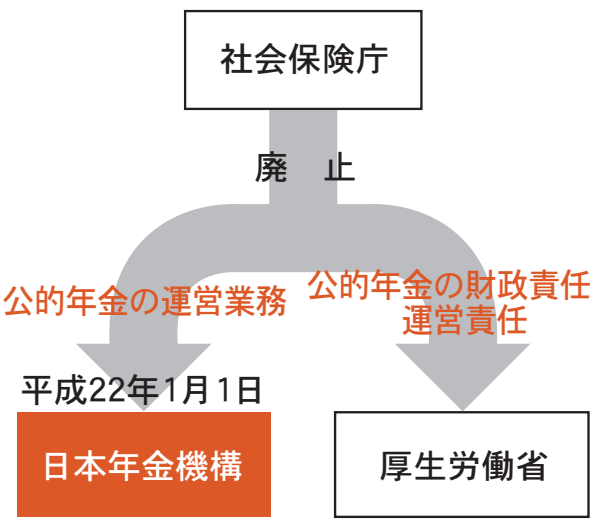

中高年からの健康体操教室

保健福祉部健康推進室
（あいあい　☎84−3316）

と　き　1月7日(木)
午後2時～3時
ところ　あいあい1階集団指導室
スタッフ　健康運動指導士
対象者　市内に住所を有している人
募集人数　20人（先着順）
参加費　無料
持ち物など　タオル、運動のできる服装
申込期間　12月8日(火)～1月6日(水)
申込方法　保健福祉部健康推進室へ電話または直接お申し込みください。
※申し込み時に氏名、住所、年齢、電話番号が必要です。

あいあいトレーニング室利用説明会

保健福祉部健康推進室
（あいあい　☎84−3316）

と　き　1月14日(木)
午後2時～3時
ところ　あいあい1階トレーニング室
内　容　トレーニング室の利用方法（トレーニング器具の使い方など）
※トレーニング室を初めて利用する人は、説明会にご参加ください。
※健康・運動面について詳しい相談を希望する人には説明会終了後、カウンセリングを行います。
スタッフ　健康運動指導士
対象者　市内に住所を有している人
募集人数　10人（先着順）
参加費　無料
持ち物など　上履きのトレーニングシューズ、タオル、運動のできる服装
その他　中学生以下、幼児連れの人は、トレーニング室を利用できません。
申込方法　保健福祉部健康推進室へ電話または直接お申し込みください。
※申し込み時に氏名、住所、年齢、電話番号が必要です。

亀山学校 ～認知症とその予防について～

亀山在宅介護支援センター
（☎83−5920）

と　き　12月10日(木)
午後1時30分～3時
ところ　あいあい2階大会議室
講　師　のぼのクリニック
院長　一見和良氏
対象者　概ね65歳以上の高齢者またはその家族など
参加費　無料
持ち物　筆記用具
※申し込みは不要です。

介護予防教室 ～認知症とその予防について～

亀山在宅介護支援センター
（☎83−5920）

と　き　12月17日(木)
午後1時30分～3時
ところ　辺法寺営農組合集会所
講　師　のぼのクリニック
院長　一見和良氏
対象者　介護予防や地域福祉に興味のある人
参加費　無料
持ち物　筆記用具
※申し込みは不要です。

認知症予防講座

特別養護老人ホーム「安全の里」
（☎83−1294）

と　き　12月16日(水)
午後1時30分～3時
ところ　特別養護老人ホーム「安全の里」
内　容
▷車椅子の取り扱いについて
▷介護実技（移乗介助の実践）
▷介護の在り方についての話し合いと交流
講　師　介護職員等
対象者　介護方法に悩んでいる人や興味のある人
参加費　無料
※申し込みは不要です。

関いきいき教室

華旺寿（かおす）在宅介護支援センター
（☎96−3131）

と　き　12月11日(金)
午前10時～11時30分
ところ　健康づくり関センター
内　容　指先を使ったレクリエーション（ボランティアさんを招いて作品作り）
対象者　介護予防に関心のある人
参加費　無料
持ち物　針、はさみ
申込期限　12月9日(水)
申込方法　華旺寿在宅介護支援センターへ電話でお申し込みください。

平成21年交通事故発生状況

（10月末現在・亀山署管内）

人身事故	死亡者	負傷者	物損事故
217件	5人	304人	1,000件

年末の交通安全県民運動（12月11日～20日）

＜運動の重点＞
①高齢者の交通事故防止
②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶

亀山警察署（☎82-0110）

暮らしの情報BOX

加太いきいき教室

華旺寿在宅介護支援センター
(☎96−3131)

と　き　12月24日(木)
午後１時30分～３時
ところ　林業総合センター
内　容　介護予防のための健康体操
対象者　介護予防に関心のある人
参加費　無料
持ち物など　上靴、タオル、動きやすい服装
申込期限　12月22日(火)
申込方法　華旺寿在宅介護支援センターへ電話でお申し込みください。

こころの健康相談

鈴鹿保健福祉事務所地域保健課
(☎059−382−8673)

心に悩みを持つ人を対象に、専門医が相談に応じます。秘密は守りますので、気軽にご相談ください。

と　き　12月16日(水)
午後２時～（予約制）
ところ　県鈴鹿庁舎１階地域交流ルーム
対象者　本人またはその家族など
参加費　無料
申込期限　12月14日(月)
申込方法　鈴鹿保健福祉事務所地域保健課へ電話でお申し込みください。

みんなで福祉を学ぼう会

四日市福祉専門学校
(☎059−328−2906、
FAX059−328−3144)

と　き　12月22日(火)
午後１時30分～３時
ところ　あいあい２階研修室
内　容　大切な人のための楽しい食事・心地よい排せつ
講　師　四日市福祉専門学校
専任教員　加藤広美氏
対象者　福祉や介護に興味のある人
募集人数　30人（先着順）
参加費　無料
申込方法　四日市福祉専門学校へ電話またはファクスでお申し込みください。
※申し込み時に、氏名、住所、連絡先が必要です。

募　集

療養介助員の募集

市立医療センター事務局
(☎83−0990)

勤務場所　市立医療センター
勤務形態　病棟夜勤専従
勤務時間　午後５時30分～午前８時30分（14時間）
勤務内容　入院患者の介助および看護補助全般
※勤務日については応相談
賃　金　時間給1,350円（参考：１勤務につき、時間外手当、夜間手当含め、23,000円程度）
応募資格　ホームヘルパー２級の資格を有する人
募集期限　12月10日(木)

CATV マイタウンかめやま

１２月４日～９日
●ウイークリーかめやま
●コミュニティひろば
「昼生地区コミュニティ～文化祭・敬老祭～」
●エンドコーナー(川崎愛児園)
●文字情報

１２月１１日～１６日
●ウイークリーかめやま
●コミュニティひろば
「川崎地区コミュニティ～川崎地区文化交流祭～」
●エンドコーナー(川崎愛児園)
●文字情報

※午前６時～午前０時まで30分番組を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

「かめやま環境市民大学」の講義を、15分間のダイジェストで放送します。
放送時間　11：00～、15：00～、19：00～

6チャンネルで放送中！

図書館からのお知らせ　市立図書館（☎82－0542）

新着図書

小説　●ニサッタ、ニサッタ／乃南アサ●化身／宮ノ川顕●オンエア上・下／柳美里●殺してもいい命＜刑事.雪平夏見＞／秦建日子●阿修羅／玄侑宗久

児童　●僕の初恋をキミに捧ぐ／百瀬しのぶ●サンタさんになったよ／さこももみ●知ろう！防ごう！インフルエンザ●とんとんとんこんにちは！／まついのりこ●遊べる！さんすうおりがみ／新宮文明

その他　●１時間で作れるパワーストーン・アクセサリー／岡田由佳子●いろいろ蒸す／岩崎啓子●新世界透明標本／冨田伊織●暮らしの手づくり紙雑貨●袋鼠親爺の手練猫名簿／T・Sエリオット●キティの涙／山口裕子●アメリカの名作住宅に暮らす／田中厚子●絵本『からすのパンやさん』のパンをつくろう●リクルート事件・江副浩正の真実／江副浩正　ほか531冊

たのしんでみよう！エアロビクス

市レクリエーション協会事務局（教育委員会スポーツ振興室内 ☎84−5079）

と　き　12月９日(水)
午後７時30分～９時
ところ　亀山西小学校体育館
講　師　(財)日本体育協会公認指導員　飯田容子氏
参加費　一般700円、市レクリエーション協会員400円
持ち物　体育館シューズ、タオル、筆記用具
※申し込みは不要です。

亀山里山公園「みちくさ」リースづくり参加者募集

環境森林部環境保全対策室（☎84−5068）

と　き　12月12日(土)
午前10時～正午
ところ　亀山里山公園「みちくさ」
対象者　中学生以下の人
募集人数　20人（先着順）
参加費　無料
申込方法　環境森林部環境保全対策室へ直接または電話でお申し込みください。
※申し込み時に住所、氏名、電話番号が必要です。

ミニ門松づくりセミナー参加者募集

教育委員会スポーツ振興室（☎84−5079）

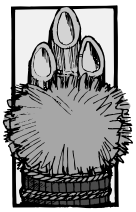

新年を迎えるに当たって、自作の門松を飾りませんか？

と　き　12月20日(日)
午後１時～４時
ところ　関文化交流センター多目的ホール
講　師　亀山レクリエーション協会理事長　植田惠昭（よしあき）氏
対象者　のこぎり、ナイフ、はさみなどの工具が使用できる人
定　員　30人
参加費　１基…500円、１対…1,000円
持ち物　のこぎり（竹きり用）、花はさみ
申込期限　12月10日(木)
申込方法　教育委員会スポーツ振興室に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、教育委員会スポーツ振興室に直接お申し込みください。

12月の納税

（納期限・口座振替日）

12月25日（金）

固定資産税・都市計画税　第３期
国民健康保険税　第６期

口座振替ご利用の人は、預金残高をご確認ください。

市民 Information from citizen インフォメーション

木の家の写真パネル展示

本当の「木の家」の魅力、本当の木を用いた家の事例などを写真パネルで展示します。ヒノキや杉の柱材、板材などに触れることもできます。また「三重県建築士会すずか木造塾」で日ごろ行っている活動のパネルも展示します。

と　き　12月８日(火)～15日(火)
ところ　あいあい1階ふれあいリビング

●わが町景観フォトコンテストの発表展示も同時開催

９月15日から10月15日まで亀山・鈴鹿市内で開催した「わが町景観フォトコンテスト」の「未来に残したい景観大賞」などの結果の発表展示をします。

問合先　三重県建築士会鈴鹿支部（中浦　☎82−7462）

第14回てくてくマラソン大会

社会福祉法人伊勢亀鈴会では、施設の利用者と一緒に市文化会館周辺を歩いて、福祉事業の啓蒙啓発活動をする参加者を募集します。

と　き　12月12日(土)
午前９時30分～午後２時
ところ　市文化会館
申込方法　電話で下記へお申し込みください。
申込・問合先　八野ワークセンター（☎059−378−8881）

ガールスカウト新入団募集説明会

2010年度の新入団員を募集しています。次のとおり説明会を兼ねた催しを行います。５歳～小学校高学年の女の子が対象で、参加費は無料です。

●クリスマス会

と　き　12月13日(日)
午前10時～11時30分
ところ　鈴鹿青少年センター

●初釜

と　き　１月17日(日)
午前10時～11時30分
ところ　鈴鹿市文化会館３階

問合先　ガールスカウト三重県支部第10団（馬神　☎059−378−1726）

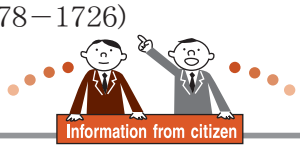

TOPICS KAMEYAMA CITY

10月25日 亀山市総合防災訓練

地域の防災力向上を目的に、加太小学校を主会場とした亀山市総合防災訓練が行われ、加太地区の住民や市の機関、関係各種団体などから約500人が参加しました。訓練では、市民参加型を目的とし、各地区の一時避難場所から徒歩で代表避難所（加太小学校）に避難する訓練や、班別行動での消火訓練のほか、救出救助訓練、応急救護訓練などが行われました。

みんなで力を合わせたバケツリレー

消火器を使った消火訓練

風呂敷を使っての救護方法の訓練

らくがき大会

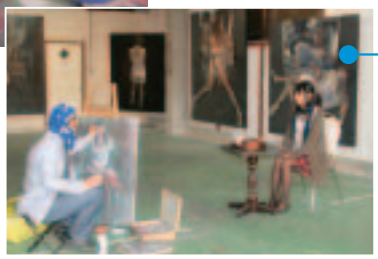

画家による公開デッサン会

11月1日～8日 亀山・商店街inＡＲＴ２００９

東町商店街で「亀山・商店街inＡＲＴ2009」が開催され、県内外の35人の作家による絵画や陶芸など個性的な作品が、商店や空き店舗などに展示されました。また、11月1日には東町商店街通りが歩行者天国となり、道路にチョークで絵を描く「らくがき大会」などの体験型イベントも行われ、多くの人が参加して楽しんでいました。

11月13日 「かめやまっ子給食」試食会

鈴鹿農業協同組合より寄贈された亀山産の米と市内で採れた食材を使って調理した「かめやまっ子給食」の試食会が、亀山西小学校で行われ、食材を作った生産農家の方と生徒たちが一緒に給食を味わいました。生徒たちからは「おいしかったので、また食べたい。食材を作った方に感謝したい」と感想が聞かれました。

おいしくいただきました！

サッカーの指導に熱が入る釜本さん（写真左）

11月14日 釜本邦茂さんにサッカーを教わりました

西野公園運動広場で、釜本邦茂さん（サッカーの元日本代表、メキシコ五輪銅メダリストで得点王）などが指導するサッカー教室が開催されました。参加した約180人の市内のサッカー少年団員は、釜本さんの指導のもとでドリブルやパスなどに熱心に取り組んでいました。

市の人口 11月1日現在 ●総人口 50,467人（前月比＋58）●男 25,178人（前月比＋32）●女 25,289人（前月比＋26）●世帯数 20,114世帯（前月比＋80）

広報かめやま 第113号 平成21年12月1日 発行：亀山市 編集：企画政策部広報秘書室 印刷：株式会社アイブレーン
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 TEL 0595-82-1111㈹ FAX 0595-82-9955 ホームページ http://www.city.kameyama.mie.jp
広報かめやまは古紙配合率100％・白色度70％の再生紙、および大豆油インキを使用しています。